平成２９年（フ）第１５３５号
名古屋市西区栄生１丁目22番12号　桂山サコウハイツⅠ　１Ａ号
債務者　二村美絵子（旧姓鶴沢）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１号
松江市中原町170番地　ＹＡビル302号、前住所石川県金沢市西泉４丁目48番地１（ニューケルビン４・101号）
債務者　角谷健太郎
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１４号
静岡市清水区村松66番地の22　ハイコーポ泉201号
債務者　白鳥　雅之
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６６号
静岡市清水区蒲原新栄86番地の１
債務者　高橋真紀子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８１号
愛知県豊橋市西幸町字東脇３番地１（103）
債務者　堀場　雅子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１９４号
愛知県豊橋市北山町字東浦７番地26（４－201）、従前の住所愛知県豊橋市つつじが丘２丁目28番地33（102）
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月15日午後３時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２０４号
愛知県豊川市東新町33番地　稲荷北住宅２棟104号
債務者　西尾美紀子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２３７４号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目20番13―106号
債務者　大友　光次
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２号
栃木県那須塩原市西岩崎232番地193
債務者　古谷　勲資
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第９３７号
東京都八王子市大和田町５丁目４番３―202号
債務者　友利　春美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９６８号
東京都立川市富士見町５丁目14番７号ケアレジデンス立川
債務者　城池　増幸
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０２０号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目４番６―402号茅ヶ崎ガーデンハウス
債務者　田端　郁也
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６５号
横浜市保土ケ谷区神戸町５番地３　ＡＤレジデンス天王町305号
債務者　瀬良友理香
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３９９号
横浜市中区本郷町３丁目153番地　池田サンハイツ102号室
債務者　池田枝都子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８２号
静岡市清水区三保1597番地の１
債務者　辻　　輝雄
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部